

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和4年2月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 黒澤 ちよ子 3番 高橋 誠一
4番 峠田 一徳 5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司
8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志 10番 小野 博
11番 渡沢 寿 12番 伊藤 圭一 13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
7番 本間 仁一
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 安部 浩二
同 上 事務局 長 補佐 山内 美穂
同 上 農地係 長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 議第 4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議第 6号 非農地証明願に対する可否について
日程第8 議第 7号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第9 議第 8号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について

(開会：ときに午後2時00分)

6. 会議の要領
議長（高橋会長）

令和4年2月18日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は12名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、7番 本間仁一委員の1名であります。

よって過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。2番黒澤ちよ子委員、3番高橋誠一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員	2番	黒澤	ちよ子	委員
	3番	高橋	誠一	委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、報第3号について、ご説明申し上げます。議案書は1ページをご覧ください。

1番につきましては、賃貸人■■■■外1名と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外5筆 田 合計9,247㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 2,000㎡を、第三者へ所有権移転するため、合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 3,190㎡を、所有権移転するため、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第3号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 議第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定1件、合計3件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第4号について、ご説明申し上げます。議案書は2ページと3ページになります。はじめに、2ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計1,047㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲ 田 3,190㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、3ページをご覧ください。賃貸借権移転の申請となります。

3番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 393㎡について、新規の3年で、毎年12月31日支払、金納となっております。以上です。

議長（高橋会長）　　ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。
はじめに、議第4号　1番の現地調査については、長谷部修推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長　　2月24日に長谷部委員よりご報告いただいております。▲▲の畑につきましては、キャベツが作付けされていまして、▲▲についてはひじきの種を栽培しているところの所有権移転となるとのことで、周辺農地に影響が無いことを確認している、とのことでした。

議長（高橋会長）　　次に、2番の現地調査については、12番　伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

12番
（伊藤圭一委員）　　この案件については、きちんと耕作されていまして、周辺農地に影響が無く、常日頃から見ている場所ですので、間違いございません。

議長（高橋会長）　　次に、3番の現地調査については、松田繁徳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長　　2月22日に松田委員より電話で連絡を頂戴しております。先々月に申請がありました案件の隣接する田んぼでありまして、昨年度耕作されており、周辺農地に影響がないということを確認した、と連絡いただいております。

議長（高橋会長）　　これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）　　異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）　　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長）

日程第6 議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転3件、賃貸借権設定1件、合計4件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第5号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■が、■■■■から ▲▲字▲▲ 田 現況畑 386㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■が、■■■■と■■■■から ▲▲字▲▲ 外2筆 現況田が1,051㎡ 現況畑が295㎡ 合計1,346㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■が、■■■■外6名から ▲▲字▲▲ 外7筆 畑 合計

3,092.47㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

4番につきましては、■■■■が、■■■■と賃貸借権を設定して、▲▲字▲▲の一部 外1筆 田 合計0.41㎡に、営農型発電設備を設置するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分農振農用地と判断でき、原則転用許可できない農地ですが、例外規定の一時転用に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。また、平成30年5月15日付け30農振第78号で農林水産省から発出されている「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」において、許可の確認事項について、設備の下部での適切な営農計画や容易に撤去できる簡易な構造などの確認が必要事項については、申請書類において、確認済みです。以上です。

議長（高橋会長）　　ここで、議第5号1番、2番、3番、4番の現地調査について、8番 安達芳紀委員より、報告をお願いします。

8番
（安達芳紀委員）　　すべての案件とも、積雪で農地の様子は確認できませんでしたが、積雪前の航空写真により、事前着工はなく、申請どおりであったことを確認したことを、ご報告申し上げます。

なお、4番は私の担当地区で、申請者の■■■■が集約している地域のため、外の耕作者への影響はないと考えます。

議長（高橋会長）　　お諮りいたします。この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）　　異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

それでは始めに、議第5号賃貸借権設定4番の案件について、審議いたします。

ここで、5番 浅野厚司委員の退席を求めます。

……………浅野 厚司 委員 退席……………

議長（高橋会長）　　これより本案件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

3番
（高橋誠一委員）　　営農型発電設備の転用申請は、南陽市内では初めてですか。

嶋貫農地係長

南陽市では初めての申請です。置賜管内では、米沢市で許可実績があると聞いています。米沢市は権限移譲をうけて市許可のため、県許可の置賜管内の市町で初めての申請です。

3番
（高橋誠一委員）　　米沢市の許可後の状況では、問題ないですか。

嶋貫農地係長

米沢市の例は、農地専門委員会で視察を計画したことがあるところですが、視察には行けませんでした。底地でしっかり営農をされていて、パネルの稼働で、日照を確保するなど、対策をとって運用されていると聞いています。

3番
（高橋誠一委員）　　今回の申請は、営農上の問題はないですか。

嶋貫農地係長

令和2年の夏に、発電事業者が大規模発電を計画したことがあり、その際に、一時転用の許可条件などについて、最適化推進会議で説明した経過があります。その際は、軟弱地盤対策や底地での営農確保が課題となることを説明しています。

嶋貫農地係長 このたびの申請は、大規模発電ではなく、農業者による、小規模は計画であり、軟弱地盤対策の工法や、底地での営農計画も適正であることを提出書類から確認しております。

議長（高橋会長） ほかに、質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の賃貸借権設定4番の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、5番 浅野厚司委員の復席を求めます。

…………浅野 厚司 委員 復席…………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第6号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 安部事務局長 ただ今上程されました、議第6号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第6号につきまして、ご説明します。
議案書5ページをご覧ください。
1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲外1筆 登記地目畑 合計243㎡が、昭和27年から住宅敷地として、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。以上です。
- 議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。
議第6号1番の現地調査について、8番 安達芳紀委員より、報告をお願いします。
- 8番
（安達芳紀委員） この案件については、申請どおり、住宅敷地として使用されていたことをご報告申し上げます。
- 議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。
- 議長（高橋会長） …………なしの声…………
「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。
- 議長（高橋会長） …………全員挙手…………
妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第7号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第7号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年2月14日付け農第1031号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、賃借権設定5件、所有権移転3件の全8件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

ただ今提案されました、議第7号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は6ページからで、9ページにつきましては、総括表となっております。

賃借権設定が5件で、計画面積が田 21,508㎡、樹園地 2,403㎡の合計23,911㎡となっております。また、所有権移転が3件で計画面積が田5,168㎡、畑100㎡の合計5,268㎡となっております。

10ページをご覧ください。賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきまして、■■■■とやまがた農業支援センターを介して同じく■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 2,103㎡ 外1筆の合計 3,000㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

2番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 5,993㎡について、新規の5年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

3番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 2,925㎡ 外1筆の合計 3,050㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

4番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して同じく■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 4,935㎡ 外4筆の合計 9,465㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

5番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の現況樹園地 2,403㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

続きまして、11ページをご覧ください。所有権移転3件について申し上げます。

山内事務局長補佐

最初に1番につきましては、■■■■から■■■■へ、▲▲字▲▲の田 2,000㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は口座振込となっております。

次に、2番につきましては、■■■■から■■■■へ、▲▲字▲▲の畑 100㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、双方の協議により無償となっております。

次に3番につきましては、■■■■から■■■■へ、▲▲字▲▲の田 664㎡ 外2筆の合計 3,168㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は口座振込となっております。以上でございます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

それでは始めに、議第7号 所有権移転1番の案件について、審議いたします。

ここで、6番 渡部基司委員の退席を求めます。

……………渡部 基司 委員 退席……………

議長（高橋会長）

これより本案件について、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの所有権移転1番の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

ここで、6番 渡部基司委員の復席を求めます。

……………渡部 基司 委員 復席……………

議長（高橋会長）

次に、議第7号 賃借権設定の1番から5番及び所有権移転の2番・3番の計7つの案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和4年2月14日付け農第1030号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項により意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第8号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は12ページからで、14ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。
最初にNO. 1について、貸付者の名義は▲▲の亡くなった■■■
■ですが、所有者不明農地について、2月22日に県農業会議に諮問され、県知事裁定（見込み）により、公益財団法人やまがた農業支援センターが利用権を設定するものです。
区域名は全域、借受者は■■■■さん、▲▲字▲▲の田 1, 175㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和4年4月27日から令和14年4月30日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

山内事務局長補佐

次に、15ページをご覧ください。NO. 1の4件について、農地の賃借権の移転によるものになります。

区域名は全域、借受者は■■■■、貸付者は■■■■で、▲▲字▲▲の田 214㎡ 外3筆の合計 754㎡について、賃借権を設定するもので、支払いは、令和4年4月27日から、終期については従前の契約の残期間となっており、それぞれ令和18年2月29日までの14回となります。この部分について、大変申し訳ございませんが、支払い回数が8回と記載されておりますが、14回に修正をお願いいたします。支払い方法は口座振替となっております。以上でございます。

議長（高橋会長）

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和4年2月18日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会：ときに午後2時38分)